訪問サービス事業所 管理者 様 通所サービス事業所 管理者 様

> 北九州市保健福祉局地域福祉部 地域支援担当課長 古野 由美子 介護保険課長 東郷 幸代

介護予防・生活支援サービス事業に関する加算の改定について(通知)

令和4年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり 改定しました。

ついては、改定内容等にご留意くださいますよう、よろしくお願いします。

記

- 1. 主な改定内容
  - (1)介護職員等ベースアップ等支援加算に関するもの(裏面:別表1) 予防給付型訪問サービスおよび予防給付型通所サービス
- 2. 施行期日 令和4年10月1日
- 3.介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について 要綱等は、市ホームページに掲載していますので、そちらでご確認ください。 ※介護予防・生活支援サービス事業(予防給付型及び生活支援型)に関する要綱 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500250.html
- 4. 加算の届出について 申請方法及び期日については、裏面のとおりです。

《問い合わせ先》 【加算改定について】 地域福祉推進課 電話 093-582-2060 【届出(加算届)について】 介護保険課(事業者支援係) 電話 093-582-2771

## 別表1

内容	現行	改定後	施行日
予防給付型訪問サービス 介護職員等ベースアップ等 支援加算	_	所定単位×24/1000	- 令和4年10月1日
予防給付型通所サービス 介護職員等ベースアップ等 支援加算		所定単位×11/1000	г рин т 🕂 Г О Л Г П

## ※介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

「令和4年度 介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について(通知)」(令和4年7月27日北九保地介第1265号)のとおり、<mark>令和4年8月31日(水)(必着)</mark>です。

## ※介護職員等ベースアップ等支援加算の申請様式

北九州市ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800520.html